

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条に基づき、以下のよう
行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和4年4月1日～令和7年3月31日

2. 課題

コロナ禍終息後も、現状の有給休暇取得率を維持できるようにする。

3. 内容

数値目標：

全社員の有給休暇取得率50%以上を維持する。

対策：

- ・有給休暇取得率が芳しくない社員に対し、取得促進のための面談実施。
- ・周囲に有給休暇取得の理解を得られるよう、業務の進め方を上位職が指導する。

4. 情報公表

全社員の有給休暇取得率（令和3年度）

53%

以上